

平成29年6月30日

自由民主党 行政改革推進本部 御中

文部科学省研究振興局  
学術研究助成課

平素、文部科学行政に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

お問い合わせのありました、「科研費からの託児費用の支出」について、別添のとおり回答いたします。

御不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問合せ頂ければと存じます。今後とも、御指導よろしく申し上げます。

<本件連絡先>

文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室長補佐 松本

TEL 03-6734-4327 FAX 03-6734-4093

## 科研費の直接経費からの経費支出について

科研費は、補助事業者（研究代表者及び研究分担者）が実施する研究課題の研究遂行に必要な資金を交付する競争的資金制度ですが、直接経費の使用に關しての考え方としてお示ししている内容は以下のとおりです。

直接経費は何に使えるのか？（科研費ハンドブック（研究者用）11ページ）

○直接経費は、「研究課題の遂行に必要な経費（研究成果のとりまとめに必要な経費を含む。）」について広く使用できますが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に關する判断や使途に關する説明責任を負うこととなります。

また、研究費の使用に当たっては、当然のことですが、当該経費の支出が科学研究のために交付されている直接経費から支出することが社会通念に照らし妥当であるか、直接経費の使用の優先度として適当かといった点も考慮してください。

なお、上記は改めてルールを定めるものではありません。

※これまでも、科研費の直接経費については、「研究課題の遂行に必要な経費」について、幅広く使用することができる旨、科研費ハンドブック等において明記しているところです。しかし、近年、研究者から、各研究機関が研究費の管理・使用等に関して設定している独自のルールや個別の使途についての質問や改善要望が寄せられるため、改めて科研費の直接経費の執行についての考え方を示すものです。

このように、直接経費は、補助事業者が研究課題の研究遂行に必要と判断する場合には、広く使用することができるとしており、「研究課題の研究遂行に必要と判断される場合」であって、使用ルールにおいて「支出が認められない」としている経費に当たらないのであれば、幅広い使途に充てることができます。その意味で、「託児費用」も研究課題の研究遂行上必要であるなら支出対象から除外されるものではありません。

ただし、休日における学会参加等の臨時的な場合と異なり、日常的に必要となる託児料については、社会通念上、給与や児童手当等により支弁することが適当と考えられます。託児費用への支出に当たっては、そうした点に留意の上、研究遂行上の必要性について、補助事業者として説明責任を果たせるよう、適切に対応することが求められます。